

生駒市規則第 2 1 号

金鷄の杜倭苑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 6 月 2 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

金鷄の杜倭苑条例施行規則の一部を改正する規則

金鷄の杜倭苑条例施行規則（平成 1 5 年 5 月生駒市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「施設等」という。)」の次に「のうち大広間、プレイルーム及び研修室並びにカラオケセット」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条に次の 2 項を加える。

3 施設等の使用の許可を受けようとする者は、申請書の提出（中広間及び談話スペースを使用する場合を除く。）に加えて、使用日に口頭等により指定管理者から施設使用券（カラオケセットを使用する場合は、施設使用券及びカラオケ使用券）の交付を受けなければならない。ただし、中広間及び談話スペースの使用の許可を受けようとする者が、次条第 1 項の規定により浴場の使用の許可を受けた場合にあつては、この限りでない。

4 前項本文の規定にかかわらず、浴場の使用の許可を受けようとする者は、使用日に口頭等により指定管理者から浴場使用券の交付を受けなければならない。

第 5 条第 1 項中「施設等使用許可書（様式第 3 号。以下「使用許可書」という。）」を「次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 大広間、プレイルーム及び研修室の使用 施設等使用許可書及び施設使用券

(2) 大広間、プレイルーム及びカラオケセットの使用 施設等使用許可書、
施設使用券及びカラオケ使用券

(3) 中広間及び談話スペースの使用 施設使用券

(4) 浴場の使用 浴場使用券

第5条第2項中「使用許可書」を「前項に規定する書面」に改め、同条第3項中「使用者」を「第1項第1号及び第2号に掲げる使用の許可を受けた者」に、「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項第4号に掲げる使用の許可を受けた者は、同項第3号に掲げる使用の許可を受けた者とみなし、同号に掲げる施設使用券の交付は行わない。

第6条の見出しを「(準備等に要する時間)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第7条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定管理者があらかじめ市長の承認を得た自主事業のため施設等を使用する場合

第7条第2項中「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

施設等使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 住 所
団 体 名
氏名(代表者名)
電話番号

次のとおり使用の許可を申請します。

施 設 名	大 広 間 プレイルーム 1・2 研 修 室 1・2・3・4・5・6・7		
附 属 設 備			
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで		
使 用 人 員	おおむね60歳以上の者 人 中学生以下の者 人 その他 人 (合計 人)		
特 記 事 項			
備考			
※許可年月日	年 月 日	※許可番号	第 号

注 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 該当事項を○で囲んでください。

様式第2号（第5条関係）

施設等使用取消申請書

年 月 日

指定管理者 殿

申請者 住 所
団 体 名
氏名(代表者名) ㊟
電話番号

年 月 日付け第 号で許可のあった施設等の使用を取り消したいので
申請します。

施 設 名	大 広 間 プレイルーム 1・2 研 修 室 1・2・3・4・5・6・7
附 属 設 備	
使 用 日 時	年 月 日()午前・午後 時 分から 年 月 日()午前・午後 時 分まで
使用取消理由	
備 考	

- 注 1 該当事項を○で囲んでください。
2 施設等使用許可書を添付してください。

様式第3号（第7条関係）

施設等使用料減免申請書

年 月 日

生駒市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
氏名(代表者名)
電話番号



次のとおり施設等の使用料の減免を申請します。

施 設 名	
附 属 設 備	
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
減 免 理 由	
備 考	

様式第 4 号及び様式第 5 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の金鵒の杜倭苑条例施行規則の規定により作成されている申請書の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。